

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等
担当課	税務課
目 的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第４０号）（以下、「標準化法」という。）に基づき、令和７年１月から稼働する税務システムを、令和８年２月に標準仕様書に準拠した情報システム（以下、「標準準拠システム」という。）にバージョンアップし、ガバメントクラウド上で当該システムを運用する。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者（転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等）
事業内容	１ 概要 令和７年１月より、特別区民税・都民税（令和６年度より森林環境税を含む。以下、「個人住民税」という。）・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務は、事業者が開発した税務システムを利用して業務を行うこととしている（令和５年度第６回個人情報保護管理運営会議承認済）。 また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下、「基本方針」という。）により令和７年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められており、令和８年２月に標準仕様書に準拠した標準準拠システムへの移行を予定している（令和６年度第６回個人情報保護管理運営会議承認済み）。 併せて、標準化法第１０条により、標準仕様書に準拠した標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う（令和６年度第６回個人情報保護管理運営会議承認済）。 その他、ガバメントクラウドへの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和６年度第６回個人情報保護管理運営会議承認済）。 その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 ２ 個人情報保護管理運営会議への付議内容 パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 （１）パブリック・コメントの実施結果 ア 実施期間 令和６年１０月１０日から令和６年１１月８日まで イ 実施内容 税務課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和６年１０月１５日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。

	ウ 意見提出者 2名 73件 ※パブリック・コメント実施結果（概要）については、資料43におけるコンビニ交付の参考43-1のとおり (2) 第三者点検実施結果 ア 実施期間 令和6年10月21日から令和6年11月11日まで イ 受託事業者 株式会社 RSコネクト ウ 点検結果 評価書は、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。 ※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料43におけるコンビニ交付の資料43-1及び資料43-2のとおり ※特定個人情報保護評価書の新旧対照表（素案からの変更内容）については、資料43におけるコンビニ交付の資料43-3のとおり
--	--

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行について(特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果)

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 軽自動車税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 住民登録のある者、住民登録外登録者 2 記録項目 資料4 3-4のとおり 3 記録するコンピュータ 標準化基準(標準仕様書)に適合した税務システム(委託事業者が標準仕様書に準拠した税務システムをガバメントクラウド上に構築する)
新規開発・追加・変更の理由	基本方針により令和7年度末までにシステムを標準化することが求められており、システムベンダがガバメントクラウド上で提供する標準仕様書に準拠した税務システムへの移行を行う必要があるため。
新規開発・追加・変更の内容	個人住民税及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を継続して行うために、標準仕様書に準拠した税務システムをガバメントクラウド上に構築し、既存税務システムからのデータ移行を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	令和7年1月 開発 令和7年4月 テスト 令和8年2月 運用開始 ※特定個人情報保護評価(全項目評価)の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年12月28日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表 ※税務課、区政情報課、特別出張所等での窓口での閲覧は令和7年1月6日からを予定